

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

佐賀県教育委員会教育長 落 合 裕 二

佐賀県教育委員会規則第1号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録に関する規則（昭和28年佐賀県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第1条 博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）<u>第10条</u>の規定による登録を受けようとする者は、別記第1号様式による登録申請書を佐賀県教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。</p> <p>第2条 委員会は、前条の規定による登録申請書の提出があったときは、<u>法第12条</u>の規定により審査し、<u>登録要件を備えていると認め</u><u>たときは</u>、遅滞なく別記第2号様式による登録原簿に記載するものとする。</p> <p>第3条 博物館の設置者は、登録申請書<u>及びその添付書類の記載事項について変更があったときは</u>、<u>直ちに</u>、別記第3号様式により委員会に届け出なければならない。<u>但し、博物館資料目録の軽微な変更については、毎年3月末日までに届け出るものとする。</u></p> <p>第5条 委員会は、次に掲げる事項について、その都度公示するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">法<u>第10条</u>の規定による登録をしたとき法<u>第13条第2項</u>の規定による登録事項の変更をしたとき法<u>第14条第1項</u>の規定による登録の<u>取消</u>をしたとき法<u>第15条第2項</u>の規定による登録の<u>まっ</u>消をしたとき	<p>第1条 博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）<u>第11条</u>の規定による登録を受けようとする者は、別記第1号様式による登録申請書を佐賀県教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。</p> <p>第2条 委員会は、前条の規定による登録申請書の提出があったときは、<u>法第13条</u>の規定により審査し、<u>同条第1項各号に該当すると認めるときは</u>、<u>同条第3項の規定により意見を聴いた上で</u>、遅滞なく別記第2号様式による登録原簿に記載するものとする。</p> <p>第3条 博物館の設置者は、登録申請書の記載事項について<u>変更するときは</u>、<u>あらかじめ</u>、別記第3号様式により委員会に届け出なければならない。</p> <p>第5条 委員会は、次に掲げる事項について、その都度公示するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">法<u>第11条</u>の規定による登録をしたとき法<u>第15条第2項</u>（<u>法第21条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号及び第4号において同じ。</u>）の規定による登録事項の変更をしたとき法<u>第19条第1項</u>の規定による登録の<u>取消し</u>をしたとき法<u>第20条第2項</u>の規定による登録の<u>抹消</u>をしたとき

改正前	改正後																																		
<p>第1号様式</p> <table border="1" data-bbox="232 389 1097 890"> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> ○○市町長 氏 名 <u>(私立博物館にあっては法人の代表者の氏名)</u> </td> </tr> <tr> <td>事</td> <td>項 記 載 欄</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>設 置 者 の 住 所</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td><u>(私立博物館の場合)</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>博 物 館 の 所 在 地</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </table> <p><u>博物館法第11条の規定により下記書類を添附し上記のとおり登録を申請します。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>記</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1 設置条例の写（私立博物館にあっては当該法人の定款若しくは寄附行為の写又は当該宗教法人の規則の写）</u> <u>2 館則の写</u> <u>3 直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及び図画</u> <u>4 当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積（私立博物館にあっては収支の見積）に関する書類</u> <u>5 博物館資料の目録並びに館長の氏名、学芸員、学芸員補の種別毎の氏名及び事務職員の氏名を記載した書面</u> 	略		○○市町長 氏 名 <u>(私立博物館にあっては法人の代表者の氏名)</u>		事	項 記 載 欄	略		設 置 者 の 住 所		<u>(私立博物館の場合)</u>	略		博 物 館 の 所 在 地			<p>第6条 <u>この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>第1号様式</p> <table border="1" data-bbox="1158 389 2022 890"> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">博物館設置者</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>博物館法第12条第1項の規定により、次のとおり登録を申請します。</u></td> </tr> <tr> <td>事</td> <td>項 記 載 欄</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>設 置 者 の 住 所</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>博 物 館 の 所 在 地</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>添 付 書 類</td> </tr> </table>	略		博物館設置者		<u>博物館法第12条第1項の規定により、次のとおり登録を申請します。</u>		事	項 記 載 欄	略		設 置 者 の 住 所			略		博 物 館 の 所 在 地		添 付 書 類
略																																			
○○市町長 氏 名 <u>(私立博物館にあっては法人の代表者の氏名)</u>																																			
事	項 記 載 欄																																		
略																																			
設 置 者 の 住 所																																			
<u>(私立博物館の場合)</u>																																			
略																																			
博 物 館 の 所 在 地																																			
略																																			
博物館設置者																																			
<u>博物館法第12条第1項の規定により、次のとおり登録を申請します。</u>																																			
事	項 記 載 欄																																		
略																																			
設 置 者 の 住 所																																			
略																																			
博 物 館 の 所 在 地																																			
添 付 書 類																																			

改正前

第2号様式

博物館登録原簿						
事項	登録年月日 登録記号 番号	年月日 第号	登録変更年月 日	年月日	登録変更年月 日	年月日
設置者の ※名称及び 住所						
略						

※(注) 公立の博物館の場合には設置者の名称のみ記入し、私立博物館（一般社団法人若しくは一般財団法人又は宗教法人）の場合には設置者の名称及び住所をともに記入のこと。

第3号様式

略
設置者 氏 名
博物館法第13条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。
略

第4号様式

略
設置者 氏 名
博物館法第15条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。
事項 記載欄
略

改正後

第2号様式

博物館登録原簿						
事項	登録年月日 登録記号 番号	年月日 第号	登録変更年月 日	年月日	登録変更年月 日	年月日
設置者の 名称及び 住所						
略						

第3号様式

略
博物館設置者
博物館法第15条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。
略

第4号様式

略
博物館設置者
博物館法第20条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。
事項 記載欄
略

改正前		改正後	
設置者の住所 (私立博物館の場合)		設置者の住所	
略		略	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（次項において「施行日」という。）前にされた博物館法の一部を改正する法律（令和4年法律第24号）による改正前の博物館法（昭和26年法律第285号。次項において「旧博物館法」という。）第11条の登録の申請であって、この規則の施行の際、まだその登録をするかどうかの処分がされていないものについての登録の処分については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に旧博物館法第10条の登録を受けている又は施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる同条の登録を受ける博物館は、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、博物館法の一部を改正する法律による改正後の博物館法（次項において「新博物館法」という。）第11条の登録を受けたものとみなす。当該博物館の設置者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録をするかどうかの処分がある日までの間も、同様とする。
- 4 前項の規定により新博物館法第11条の登録を受けたものとみなされる博物館が同条の登録を受けるまでの間における当該博物館についての新博物館法第18条第1項及び第21条第2項の規定の適用については、新博物館法第18条第1項中「第13条第1項各号」とあり、及び新博物館法第21条第2項中「第13条第1項第3号から第6号まで」とあるのは、「博物館法の一部を改正する法律(令和4年法律第24号)による改正前の第12条各号」とする。